

平成23年6月7日

株 主 各 位

福岡市博多区美野島一丁目2番8号  
**日本タングステン株式会社**

取締役社長 馬 場 信 哉

## 第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成23年6月28日(火曜日)午前10時
2. 場 所 福岡市博多区美野島一丁目2番8号  
NTビル 10階大会議室

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第100期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件
  2. 第100期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役8名選任の件  
**第3号議案** 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)  
の更新及び当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割  
当てに関する権限を取締役に委任する件

#### 4. インターネット開示についてのご案内

当社は法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nittan.co.jp/>）に掲載しておりますので本添付書類には記載していません。

- (1) 事業報告の会社の体制及び方針のうち、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」
- (3) 計算書類の「個別注記表」

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nittan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成22年4月1日)  
(至 平成23年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国の堅調な需要や政府の経済対策等に支えられ、緩やかな回復基調をたどりました。しかしながら、期後半はエコカー減税等の経済対策終了に伴う需要の息切れや、円高の進行、原油やレアメタル等の資源価格高騰により、景気の減速感が強まり、不透明さを増しながら推移いたしました。

また、3月に発生した東日本大震災の甚大な被害により、その影響が長引くことが予想され、先行きは予断を許さない状況となっております。震災により被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の1日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。なお、震災による当社グループへの影響につきましては、人員・設備ともに直接的な被害はなく、事業活動には大きな支障はございませんでした。

当社グループに関連する業界につきましては、当社の主力商品と関連性の深い自動車・電子部品・デバイス産業は、上半期は順調な回復傾向にありましたが、期後半に入り、経済対策終了等の反動もあり、受注環境が伸び悩む中で推移いたしました。

このような中、当社グループの売上高は、機械関連製品、電子関連製品等の国内市場が回復したことや、中国関連会社の子会社化によるアジア地区への拡販等、海外市場へ積極的に展開したこと等により好転しました。なお、震災の影響で一部受注が減少した商品もありましたが、放射線の遮蔽用途として使用される樹脂タングステンシートが、福島原子力発電所の災害復旧に使用され、緊急的な需要も発生しました。

この結果、売上高は前年比35.6%増の118億6百万円となりました。

損益面におきましては、円高による為替差損やレアメタル等の価格高騰の影響を受けましたが、拡販対策や原価低減策を進めた結果、収益は大きく改善いたしました。

この結果、営業利益は1億6千万円、経常利益は2億4千2百万円となり、いずれも前連結会計年度の赤字から黒字に転換いたしました。また、特別損益としまして、資産効率の一環から保有株式及び遊休地を一部売却し特別利益を計上する一方、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を特別損失に計上したことに

より、当期純利益は3億5千1百万円となりました。

製品別では、主要製品であるNTダイカッターが海外市場への積極的な展開により、海外向けを中心に大きく増加したほか、ブレーカー用接点や自動車関連の抵抗溶接電極、OA機器用等のタングステン線も回復基調の中で増加しました。

一方、HDD用磁気ヘッド基板は数量的には安定した販売状況で推移しましたが、為替の影響により売上高が減少し、重電用の電極製品は、顧客の海外調達が加速し、伸び悩みました。このほか、液晶関連の超硬合金製ロングツールや原子力・医療用の樹脂タングステンシートが製品の独自性や機能性が評価され、売上高は増加しました。

この結果、粉末冶金の売上高は112億9千9百万円となりました。

その他は、産業用機器及び装置等の需要が増加するなど堅調に推移した結果、売上高は5億7百万円となりました。

## (2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、機械及び装置等の更新を主に4億1千8百万円の投資を行いました。

なお、これらの所要資金は主に自己資金で賄っております。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成19年度 (第97期)	平成20年度 (第98期)	平成21年度 (第99期)	平成22年度 (第100期)
売 上 高	百万円 13,120	百万円 10,261	百万円 8,705	百万円 11,806
経 常 利 益	百万円 914	百万円 △331	百万円 △305	百万円 242
当 期 純 利 益	百万円 616	百万円 △1,551	百万円 △289	百万円 351
1株当たり当期純利益	円 銭 24 71	円 銭 △62 70	円 銭 △11 71	円 銭 14 35
総 資 産	百万円 18,979	百万円 15,700	百万円 15,783	百万円 16,229
純 資 産	百万円 9,861	百万円 7,585	百万円 7,508	百万円 8,012

(注) 平成20年度(第98期)の当期純損益が著しく悪化した理由は、金属材料製品事業の収益性低下に伴う減損損失及び繰延税金資産の取り崩し等によるものです。

#### (5) 対処すべき課題

今後の経済環境は、震災の影響が残る中、生産回復の遅れや消費の低迷が予想され、一部では復興需要が見込まれるものの、先行きの見通しが立ちにくい状況となっております。特に、自動車産業等においては、震災の影響で部品調達が滞っており、生産縮小の長期化が懸念されます。

こうした中、当社のコアプロダクトであるNTダイカッター及びHDD用磁気ヘッド基板は更なるシェアの拡大に努め、液晶・二次電池用の超硬合金製ロングツール及び原子力・医療用の樹脂タングステンシートは、受注促進活動を積極的に行い、売上の拡大を図ってまいります。また、中国事業においては、重電用電極製品及び産業機器の拡販や、タングステン線の中国子会社への製造移管及び拡販を進めてまいります。

業績に影響を及ぼす課題としましては、タングステンや銀などの原材料価格が急騰しており、販売価格の是正や更なるコストダウンに取り組み、原価率の改善を推進するとともにアジア市場を中心とした海外販路の拡大に全力で取り組んでまいります。

当社は、本年4月1日をもちまして、創立80周年を迎えました。これもひとえに皆様方の長年のご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。今後も当社グループ一体となって、さらなる飛躍を目指すべく、技術の研鑽や徹底した“ものづくり”を追求し、市場のニーズに的確にお応えすることで、企業価値の向上に努めてまいります所存であります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## (8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
977名	481名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員数73名（年間平均人員）を含んでおりません。
2. 従業員数が、当連結会計年度において481名増加しておりますが、その理由は、上海電科電工材料有限公司及び上海三義精密模具有限公司並びに四平恩梯タングステン高技術材料有限公司を子会社にしたためであります。

## (9) 親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 昭和電気接点工業所	百万円 10	100.0 %	電気接点、その他電子部品の製造販売
株式会社 福岡機器製作所	百万円 20	100.0 %	産業用機械装置類の製造販売並びに修理に関する工事
株式会社 エヌ・ティーサービス	百万円 10	100.0 %	不動産の管理、損害保険・生命保険代理業、商品販売
恩悌（上海）商貿有限公司	百万円 9	100.0 %	タングステン・モリブデンを主とする非鉄金属材料・加工製品、超硬合金・セラミック製品の販売
上海電科電工材料有限公司	百万米ドル 6	60.0 %	電気接点製品の製造販売
上海三義精密模具有限公司	百万米ドル 2	100.0 %	産業用機械装置及び部品の製造販売並びにN Tダイカッターの再研磨加工
四平恩悌タングステン高技術材料有限公司	百万円 11	51.0 %	タングステン線・棒の製造販売
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	千米ドル 24	100.0 %	金属加工製品の加工及び販売
恩悌（香港）有限公司	千米ドル 20	100.0 (100.0) %	タングステン線の仕入・販売

- (注) 1. 出資比率の（ ）は、間接所有の割合を内書きで示しております。  
 2. 関連会社であった上海電科電工材料有限公司は、平成22年4月に出資比率を引き上げ、子会社となりました。  
 3. 関連会社であった上海三義精密模具有限公司は、平成22年8月に出資比率を引き上げ、子会社となりました。  
 4. 四平恩悌タングステン高技術材料有限公司は、平成23年3月に新たに子会社となりました。



(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,618 <sup>百万円</sup>
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	733
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	588
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	476
株 式 会 社 り そ な 銀 行	315

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式総数 24,499,688株  
(自己株式1,277,912株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 4,070名 (前事業年度末比17名減)  
(うち議決権を有する株主数3,367名)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
九 州 電 力 株 式 会 社	千株 1,666	% 6.80
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,200	4.90
日 本 タ ン グ ス テ ン 従 業 員 持 株 会	832	3.39
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	643	2.62
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	601	2.45
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	509	2.07
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	500	2.04
日 立 金 属 株 式 会 社	500	2.04
日 本 タ ン グ ス テ ン 取 引 先 持 株 会	459	1.87
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	410	1.67

- (注) 1. 上記のほか、自己株式を1,277千株保有しております。  
2. 持株比率は自己株式 (1,277千株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項 目	回 次	第 1 回新株予約権
発行決議の日		平成19年 8 月10日
新株予約権の数		66個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 66,000株 (新株予約権 1 個当たり 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり 273千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間		平成19年 8 月28日から 平成39年 8 月27日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
保有状況		取締役 (社外取締役を除く。) 2名 保有数 27個 目的である株式の数 27,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役 (委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日 (「権利行使開始日」という。) から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項 目 \ 回 次	第 2 回新株予約権	
発行決議の日	平成20年 8 月 8 日	
新株予約権の数	120個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権 1 個当たり)	120, 000株 1, 000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個当たり	142千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり	1 円
新株予約権の行使期間	平成20年 8 月27日から 平成40年 8 月26日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
保有状況	取締役 (社外取締役を除く。) 保有数 目的である株式の数	2名 54個 54, 000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役 (委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日 (「権利行使開始日」という。) から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項 目 \ 回 次	第3回新株予約権	
発行決議の日	平成23年2月9日	
新株予約権の数	51個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	51,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	141千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成23年2月26日から 平成43年2月25日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
保有状況	取締役(社外取締役を除く。) 保有数 目的である株式の数	7名 51個 51,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
取締役会長	吉 田 省 三	上海電科電工材料有限公司 董事長 SVニッタン株式会社 代表取締役副会長
代表取締役 取締役社長	馬 場 信 哉	恩悌（上海）商貿有限公司 董事長
常務取締役	坂 口 茂 也	営業本部長兼営業部長
常務取締役	徳 本 啓	製造本部長兼基山工場長、基礎技術センター担当 上海三義精密模具有限公司 董事長
取 締 役	高 嶋 好 夫	飯塚工場長兼金材部品部長
取 締 役	大 島 正 信	業務本部長兼経理部長、コンプライアンス担当
取 締 役	後 藤 信 志	四平恩悌タングステン高技術材料有限公司総経理
取 締 役	段 上 守	九州電力株式会社 代表取締役副社長 戸畑共同火力株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	増 田 秀 雄	
監 査 役	小 島 庸 匡	小島公認会計士事務所代表
監 査 役	斉 藤 芳 朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士
監 査 役	渋 田 民 夫	株式会社西日本新聞社特別論説委員

- (注) 1. 取締役高嶋好夫、大島正信、後藤信志、段上 守並びに監査役渋田民夫の各氏は、平成22年6月25日開催の第99期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
2. 取締役高尾幸生、大久保十三夫、貫 正義の各氏は、平成22年6月25日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任しました。
3. 取締役段上 守氏は、社外取締役であります。
4. 監査役小島庸匡、斉藤芳朗並びに渋田民夫の各氏は、社外監査役であります。
5. 監査役小島庸匡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役小島庸匡並びに渋田民夫の両氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

7. 当事業年度中に以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
吉田 省三	—	恩悌（上海）商貿有限公司董事長	平成22年7月1日
馬場 信哉	恩悌（上海）商貿有限公司董事長	—	平成22年7月1日
坂口 茂也	常務取締役営業本部長兼営業部長	常務取締役営業本部長	平成22年12月1日
後藤 信志	取締役四平恩悌タングステン高技術材料有限公司出向	取締役営業部長	平成22年12月1日
	取締役四平恩悌タングステン高技術材料有限公司総経理	取締役四平恩悌タングステン高技術材料有限公司出向	平成22年12月30日
徳本 啓	上海三義精密模具有限 公司董事長	—	平成23年3月17日

8. 平成23年4月1日以降に以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
坂口 茂也	常務取締役営業本部長	常務取締役営業本部長兼営業部長	平成23年4月1日
徳本 啓	常務取締役技術製造本部長兼基山工場長	常務取締役製造本部長兼基山工場長、基礎技術センター担当	平成23年4月1日
馬場 信哉	—	恩悌（上海）商貿有限公司董事長	平成23年4月6日
坂口 茂也	恩悌（上海）商貿有限公司董事長	—	平成23年4月6日

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	108百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	20百万円 (8百万円)

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く)の支給額には、当該事業年度に係る取締役賞与21百万円を含んでおります。また、平成23年2月9日開催の取締役会決議によりストックオプションとして付与した新株予約権5百万円(報酬等としての額)を含んでおります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役7名の使用人給与相当額27百万円を支払っております。
3. 平成19年6月28日開催の第96期定時株主総会において、取締役報酬年額1億54百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分は含んでおりません。)、監査役報酬年額48百万円以内とご承認いただいております。また、当該取締役報酬とは別枠として、常勤取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円を上限として設ける旨をご承認いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	兼職の内容	当社との関係
社外 取締役	段上 守	九州電力株式会社 戸畑共同火力株式会社	代表取締役副社長 代表取締役社長	(注) 1 (注) 2
社外 監査役	小島庸匡	小島公認会計士事務所	代表	(注) 2
社外 監査役	斉藤芳朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所	代表弁護士	(注) 3
社外 監査役	洪田民夫	株式会社西日本新聞社	特別論説委員	(注) 2

- (注) 1. 九州電力株式会社は、当社の筆頭株主であります。
2. 当社との間に特別の関係はありません。
3. 徳永・松崎・斉藤法律事務所は当社との間で顧問契約を締結しております。



②当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外 取締役	段上 守	取締役就任後の当該事業年度の取締役会 8 回中 5 回に出席し、議案審議等につき経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。また、取締役会以外においても、適時、代表取締役等に経営上有用な意見等を行っております。
社外 監査役	小島庸匡	当該事業年度の取締役会10回中8回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要な意見を述べております。また、同じく監査役会には8回のすべてに出席し、主に公認会計士として専門的見地から発言を行っております。
社外 監査役	斉藤芳朗	当該事業年度の取締役会10回中8回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要な意見を述べております。また、同じく監査役会には8回のすべてに出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。
社外 監査役	洪田民夫	監査役就任後の当該事業年度の取締役会 8 回中 6 回に出席し、必要に応じ議案審議等に意見を述べております。また、同じく監査役会には6回のすべてに出席し、公共性、倫理性の高い報道機関での経験を通じて培ってきた知識・見地から発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任については、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 29百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他  
財産上の利益の合計額 31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「国際財務報告基準（IFRS）の助言・指導業務」を委託しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合及び公序良俗に反する行為があった場合は、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人を解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査役会規則に則り会計監査人を解任することとし、また、当社都合による他、法定以外の理由で、解任又は不再任とする場合は、監査役会は株主総会の付議議案とすることの同意もしくは取締役会へ付議議案とすることを請求し、取締役会はそれを審議します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を損なうことなく、中長期的な視点で当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならないと考えております。

もとより当社は上場会社であり、当社株式は資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、買付行為の内容を判断するに足る必要な情報を提供することなく、また、対象会社の経営陣や株主との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株式の大量の買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為があることも否定できません。

当社としましては、当社の企業価値の源泉は、①材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、②熟練した技術を有する従業員の存在、③重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、④現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### ② 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

##### ア. 企業価値向上のための取組み

当社は、1931年の創業以来、高度な粉末冶金技術によりタングステン、モ

リブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等の高付加価値商品を多くの分野で創出してまいりました。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、タングステン合金電気接点、超硬合金製品、ファインセラミックス等の先進の材料技術から超精密加工技術へと順次、事業領域を拡大し、「材料技術」と「加工技術」を融合した付加価値製品を創造し、常に顧客の視点に立って誠実且つ堅実なものづくりの経営を行ってまいりました。

当社は更なる高収益企業体質への転換を進めるため、中期経営計画を策定し、コア技術の強化と商品群の選択と集中を推進してまいります。

#### a. 商品事業戦略

当社の粉末冶金事業から生み出される商品群に関しては、中期経営計画において既存商品群の絞り込みを行い、収益性及び将来性のある商品に経営資源を集中してまいります。特に液晶・デジタル家電関連部品、サンタリー関連耐摩製品、光学機器用超精密加工品の主力商品群及び自動車、重電、液晶、半導体製造機器関連の次期強化商品群については全社的なプロジェクト活動を展開し、資源を優先的に配分してまいります。

#### b. 開発戦略

新商品の開発に関しては、顧客（市場）のニーズの変化にスピーディーに対応するため、開発テーマを絞り込みコア技術の更なる強化を図るとともに、高機能・高品質材料の開発を進めてまいります。また、現在の主力商品群及び次期強化商品群の強化を優先する方針で推進します。

#### c. 海外市場展開

海外市場展開に関しては、中国及びタイで合弁事業、上海に販売子会社を設置し、アジア重視の施策と米国、欧州への市場性のある製品の拡販を図ってまいります。また、コア商品群の戦略に沿って販売拠点を中心にグループ展開を強化、更なる拡大を図ります。さらに、市場戦略と製造拠点戦略を明確化し、技術と販売力の競争力をより強化してまいります。

#### d. レアメタル材料確保

タングステン等原材料は、そのほとんどを中国に依存しており、当社は原材料の安定確保の観点から中国での合弁事業の展開を長年継続してまいりました。原材料の価格につきましては、今後も安定調達先の確保に努め、原材料の調達リスクを最小化してまいります。

#### イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を順守し適正な企業活動を通じて経営の透明性及び効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能したガバナンス体制のもとで企業価値の確保及び向上をめざし、さらに、株主、顧客、地域社会の皆様からよりいっそう信頼される企業となるよう努力してまいります。

当社は監査役制度を採用しており、取締役は8名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成されております。なお、当社は経営陣の選任につき、株主の皆様の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を1年としております。

当社の取締役会は、毎月1回以上開催し、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、すべての重要事項に関して審議し、業務執行状況についても随時報告がなされております。

監査役は、取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見等を述べるほか、公認会計士、内部監査室と連携しながら公正な監視体制のもとで監査を行っております。

また、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジメント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

### ③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成20年5月15日開催の取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について」(以下「本対応方針」といいます。)の導入を決定し、その後、平成20年6月26日開催の当社第97期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、本対応方針をご承認いただきました。

本対応方針導入の目的及び本対応方針の概要は、次のとおりであります。

#### ア. 本対応方針導入の目的

当社は、上記①記載の基本方針に基づいて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為(下記イ「本対応方針の概要」に定義されます。以下同じとします。)に対しては、適切な対抗措置を迅速かつ的確に講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると認識しております。このような認識のもと、当社は、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様がご判断されること、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること並びにその内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、以下のとおり本対応方針を導入しております。

#### イ. 本対応方針の概要

- a. 本対応方針においては、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為（以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、事前に大規模買付行為に関する情報の提供を求め、株主の皆様のご判断及び当社取締役会が、大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社取締役会の代替案等を提示したり、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉等を行っていくための手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めるものです。
- b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、原則として、当社取締役会（一定の場合には株主総会の決議）によって、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置（原則として、差別的行使条件及び差別的取得条項付きの新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て）を講じることがあります。
- c. 本対応方針においては、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが順守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、取締役会評価期間内に、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、

本対応方針に従って対応を決定するものとします。

- ④上記②の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続かつ持続的に向上させることを目的とするものであり、基本方針に沿うものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。また、その具体的施策は、当社の企業価値の源泉に即し、当社の企業価値を継続かつ持続的に向上させるものであることから、ひいては当社の株主の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。

- ⑤上記③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めするために導入されるものであり、上記③のとおり、基本方針に沿うものです。

また、当社取締役会は、本対応方針は、以下の各点に照らして、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

a. 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、平成20年6月26日に開催いたしました当社第97期定時株主総会において本対応方針に伴う定款変更に関する議案、並びに、本対応方針の導入及び本対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てを決定する権限の当社取締役会への委任に関する議案が承認されましたことを通じて株主の皆様が反映されております。但し、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。また、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

b. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足していません。

- c. 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記③ア「本対応方針導入の目的」に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要の期間の確保を求めるために、導入されるものです。

- d. 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

- e. 独立委員会の設置

上記③イc.に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

- f. デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっており、本対応方針は、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。



## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への継続かつ安定的な利益配当を基本方針とし、当期の業績、今後の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案し配当を行っております。また、資本効率の向上を目的として、適宜自己株式を取得し、配当とあわせて株主の皆様への利益還元を努めてまいります。

こうした方針のもと、当期の利益配当金につきましては、業績の状況等を勘案し、1株につき2円とさせていただきますたく存じます。これにより、中間配当金(1株につき1円50銭)を合わせ、年間配当金は1株につき3円50銭となります。

今後とも株主の皆様への利益還元を最重要課題のひとつとして、業績の回復に尽力し、皆様のご期待に沿うべく努力してまいります所存であります。

- 
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	百万円	<b>(負債の部)</b>	百万円
<b>流動資産</b>	<b>8,753</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,005</b>
現金及び預金	2,476	支払手形及び買掛金	1,514
受取手形及び売掛金	3,383	短期借入金	2,734
商品及び製品	443	リース債務	10
仕掛品	1,149	未払法人税等	27
原材料及び貯蔵品	915	賞与引当金	290
繰延税金資産	1	役員賞与引当金	21
その他	387	その他	407
貸倒引当金	△4		
<b>固定資産</b>	<b>7,476</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,211</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,958</b>	長期借入金	1,441
建物及び構築物	2,388	リース債務	16
機械装置及び運搬具	1,083	繰延税金負債	948
工具、器具及び備品	69	退職給付引当金	517
土地	292	資産除去債務	25
リース資産	3	その他	262
建設仮勘定	120	<b>負債合計</b>	<b>8,217</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>73</b>	<b>(純資産の部)</b>	百万円
のれん	45	<b>株主資本</b>	<b>7,448</b>
リース資産	21	資本金	2,509
その他	6	資本剰余金	2,229
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,444</b>	利益剰余金	2,990
投資有価証券	1,748	自己株式	△279
貸貸不動産	1,611	その他の包括利益累計額	241
その他	110	その他有価証券評価差額金	482
貸倒引当金	△27	為替換算調整勘定	△240
		<b>新株予約権</b>	<b>20</b>
		<b>少数株主持分</b>	<b>301</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>8,012</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,229</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>16,229</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

科 目	金 額	
売 上 高		11,806
売 上 原 価		9,634
売 上 総 利 益		2,172
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,011
営 業 利 益		160
営 業 外 収 益	百万円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	23	
そ の 他	366	389
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	72	
そ の 他	235	307
経 常 利 益		242
特 別 利 益		
土 地 売 却 益	20	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	87	
段 階 取 得 に 係 る 差 益	14	123
特 別 損 失		
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	25	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5	30
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		335
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19	
法 人 税 等 調 整 額	△25	△6
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		341
少 数 株 主 損 失		9
当 期 純 利 益		351

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	前期末残高	2,509
	当期末残高	2,509
<b>資本剰余金</b>	前期末残高	2,229
	当期変動額	△1
	ストックオプションの行使	△1
	利益剰余金から資本剰余金への振替	1
	当期末残高	2,229
<b>利益剰余金</b>	前期末残高	2,677
	当期変動額	△36
	剰余金の配当	△36
	当期純利益	351
	利益剰余金から資本剰余金への振替	△1
	当期末残高	2,990
<b>自己株式</b>	前期末残高	△289
	当期変動額	△1
	自己株式の取得	△1
	ストックオプションの行使	10
	当期末残高	△279
<b>株主資本合計</b>	前期末残高	7,126
	当期変動額	322
	当期末残高	7,448

科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	前期末残高	546
	当期変動額 (純額)	△64
	当期末残高	482
<b>為替換算調整勘定</b>	前期末残高	△188
	当期変動額 (純額)	△52
	当期末残高	△240
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	前期末残高	358
	当期変動額	△116
	当期末残高	241
<b>新株予約権</b>	前期末残高	24
	当期変動額 (純額)	△3
	当期末残高	20
<b>少数株主持分</b>	前期末残高	—
	当期変動額 (純額)	301
	当期末残高	301
<b>純資産合計</b>	前期末残高	7,508
	当期変動額	503
	当期末残高	8,012

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>7,209</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,432</b>
現金及び預金	2,076	支払手形	160
受取手形	172	買掛金	929
売掛金	2,818	短期借入金	1,871
商品及び製品	187	長期借入金(1年内返済)	816
仕掛品	856	リース債務	9
原材料及び貯蔵品	850	未払金	66
前払費用	23	未払費用	158
未収入金	179	未払法人税等	24
その他	48	預り金	73
貸倒引当金	△4	賞与引当金	265
		役員賞与引当金	21
		その他	36
<b>固定資産</b>	<b>7,432</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,207</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,381</b>	長期借入金	1,441
建物	2,117	リース債務	15
構築物	162	繰延税金負債	946
機械及び装置	755	長期預り金	217
車両運搬具	0	退職給付引当金	517
工具、器具及び備品	51	資産除去債務	25
土地	285	その他	44
リース資産	2		
建設仮勘定	5	<b>負債合計</b>	<b>7,640</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>27</b>	(純資産の部)	百万円
ソフトウェア	5	<b>株主資本</b>	<b>6,500</b>
リース資産	21	資本金	2,509
その他	0	資本剰余金	2,229
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,023</b>	資本準備金	2,229
投資有価証券	1,238	利益剰余金	2,042
関係会社株式	305	その他利益剰余金	2,042
関係会社出資金	753	買換資産圧縮積立金	911
関係会社長期貸付金	62	別途積立金	1,000
賃貸不動産	1,625	繰越利益剰余金	131
その他	65	<b>自己株式</b>	<b>△279</b>
貸倒引当金	△27	評価・換算差額等	480
		その他有価証券評価差額金	480
		<b>新株予約権</b>	<b>20</b>
<b>資産合計</b>	<b>14,641</b>	<b>純資産合計</b>	<b>7,001</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>14,641</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)

科 目	金 額	
売 上 高		9,672
売 上 原 価		7,792
売 上 総 利 益		1,880
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,669
営 業 利 益		210
営 業 外 収 益	百万円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	50	
そ の 他	337	387
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	63	
そ の 他	237	301
経 常 利 益		296
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	87	87
特 別 損 失		
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	25	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5	30
税 引 前 当 期 純 利 益		353
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12	
法 人 税 等 調 整 額	△25	△12
当 期 純 利 益		366

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	前期末残高	2,509
	当期末残高	2,509
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	前期末残高	2,229
	当期末残高	2,229
<b>その他資本剰余金</b>	前期末残高	—
	当期変動額	△1
	ストックオプションの行使 利益剰余金から資本剰余金への 振替	1
	当期末残高	—
<b>資本剰余金合計</b>	前期末残高	2,229
	当期変動額	—
	当期末残高	2,229
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>買換資産圧縮積立金</b>	前期末残高	948
	当期変動額	△36
	買換資産圧縮積立金の取崩	36
	当期末残高	911
<b>別途積立金</b>	前期末残高	1,000
	当期末残高	1,000
<b>繰越利益剰余金</b>	前期末残高	△233
	当期変動額	△36
	剰余金の配当	36
	買換資産圧縮積立金の取崩	36
	当期純利益	366
	利益剰余金から資本剰余金への 振替	△1
	当期末残高	131
<b>利益剰余金合計</b>	前期末残高	1,714
	当期変動額	327
	当期末残高	2,042



科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
自己株式	前期末残高	△289
	当期変動額	自己株式の取得 ストックオプションの行使
		△1 10
	当期末残高	△279
株主資本合計	前期末残高	6,163
	当期変動額	337
	当期末残高	6,500
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	544
	当期変動額	(純額)
		△64
	当期末残高	480
新株予約権	前期末残高	24
	当期変動額	(純額)
		△3
	当期末残高	20
純資産合計	前期末残高	6,732
	当期変動額	269
	当期末残高	7,001

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

日本タングステン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久留和夫 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内藤真一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

日本タングステン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久留和夫 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内藤真一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月10日

日本タングステン株式会社 監査役会

(自署押印)

常勤監査役	増田 秀雄	Ⓢ
社外監査役	小島 庸匡	Ⓢ
社外監査役	斉藤 芳朗	Ⓢ
社外監査役	洪田 民夫	Ⓢ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社グループの事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. タングステン、モリブデンその他の金属の精製、加工ならびに販売 2. ファインセラミックその他窯業製品の製造ならびに販売 (新設)  3. 不動産の賃貸および管理 4. 前各号に関連する一切の事業	第1章 総 則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. タングステン、モリブデンその他の金属の精製、加工ならびに販売 2. ファインセラミックその他窯業製品の製造ならびに販売 <u>3. 産業用機械装置および機械部品の設計・製作ならびに販売</u> 4. 不動産の賃貸および管理 5. 前各号に関連する一切の事業

第2号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	<p style="text-align: center;">よし だ しょう ぞう 吉 田 省 三 (昭和18年4月20日生)</p>	<p>昭和42年4月 九州電力株式会社入社 平成13年7月 同社執行役員大分支店長 平成15年6月 同社退任 平成15年6月 当社代表取締役 取締役社長 平成22年6月 当社取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 上海電科電工材料有限公司董 事長 S V ニ ッ タ ン 株 式 有 限 公 司 代 表 取 締 役 副 会 長</p>	129,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	ばばしんや 馬場信哉 (昭和31年7月30日生)	昭和59年4月 当社入社 平成16年6月 当社セラミック部長兼宇美工 場長 平成18年6月 当社経営企画部長 平成21年6月 当社取締役業務本部長兼経営 企画部長、コンプライアンス 担当 平成22年4月 当社取締役業務本部長、コン プライアンス担当 平成22年6月 当社代表取締役 取締役社長 現在に至る	33,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	さか ぐち しげ や 坂 口 茂 也 (昭和27年9月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社研究開発センター長 平成17年4月 当社超硬部品部長 平成18年6月 当社取締役営業部長 平成21年6月 当社取締役営業本部長兼営業 部長 平成22年4月 当社取締役営業本部長 平成22年6月 当社常務取締役営業本部長 平成22年12月 当社常務取締役営業本部長兼 営業部長 平成23年4月 当社常務取締役営業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 恩悌(上海)商貿有限公司董 事長	33,000株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	<p style="text-align: center;">とく もと けい 徳 本 啓 (昭和32年4月3日生)</p>	<p>昭和60年2月 当社入社 平成17年4月 当社管理部長 平成21年4月 当社基山工場長 平成21年6月 当社取締役製造本部長兼基山 工場長 平成22年6月 当社常務取締役製造本部長兼 基山工場長、基礎技術センタ ー担当 平成23年4月 当社常務取締役技術製造本部 長兼基山工場長 現在に至る (重要な兼職の状況) 上海三義精密模具有限公司董 事長</p>	30,000株
5	<p style="text-align: center;">たか しま よし お 高 嶋 好 夫 (昭和30年12月5日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成13年12月 当社品質保証部長 平成16年4月 当社電材部品部長 平成21年4月 当社管理部長 平成22年4月 当社飯塚工場長兼金材部品部 長 平成22年6月 当社取締役飯塚工場長兼金材 部品部長 現在に至る</p>	12,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	<p style="text-align: center;">おおしままさのぶ 大島正信 (昭和34年3月31日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成20年6月 当社総務人事部長</p> <p>平成22年6月 当社取締役業務本部長兼経理 部長、コンプライアンス担当 現在に至る</p>	14,000株
7	<p style="text-align: center;">ごとうしんじ 後藤信志 (昭和34年3月19日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成18年6月 当社金材部品部長兼飯塚工場 長</p> <p>平成21年4月 当社営業部営業推進室長</p> <p>平成22年4月 当社営業部長</p> <p>平成22年6月 当社取締役営業部長</p> <p>平成22年12月 当社取締役四平恩梯タングス テン高技術材料有限公司総 経理 現在に至る</p>	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	<p style="text-align: center;">やま もと はる よし 山 元 春 義 (昭和22年4月25日生)</p>	<p>昭和47年4月 九州電力株式会社入社 平成17年7月 同社執行役員大分支店長 平成19年6月 同社上席執行役員川内原子力 発電所長 平成21年3月 同社上席執行役員川内原子力 総合事務所長 平成21年6月 同社取締役常務執行役員川内 原子力総合事務所長 現在に至る</p>	— 株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、吉田省三氏は、上海電科電工材料有限公司の董事長を兼務し、同社は当社から技術指導を受けているほか、金融機関に対する債務保証を受けております。
2. 山元春義氏は、社外取締役候補者であります。
- 山元春義氏を社外取締役候補者とした理由は、現在、九州電力株式会社の取締役常務執行役員の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に適宜、適切なご意見と助言をいただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 山元春義氏の選任が承認された場合、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告17頁の③責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。

### 第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新及び当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役に委任する件

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(以下「現対応方針」といいます。)の導入を決議し、同年6月26日開催の当社定時株主総会において、現対応方針の導入に関する定款変更議案及び現対応方針の導入に関する議案について承認可決していただきました。なお、現対応方針の有効期間は、平成23年6月28日開催予定の当社第100期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結時までとなっております。その後、買収防衛策に関する諸々の動向を踏まえ当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、現対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

その結果、当社は平成23年5月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針につき所要の改定を行い(以下、改定された買収防衛策を「本対応方針」といいます。)更新することを決定いたしました。

本議案は、①当社定款第11条第1項の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、下記の本対応方針を導入すること及び②同項の定めに基づき、本対応方針の対抗措置としての新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役に委任することについて、出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同をもってご承認をお願いするものです。

なお、本対応方針は、その導入を決定した当社取締役会において、出席取締役全員の賛成により決定されたものです。また、社外監査役3名を含む当社監査役全員から、本対応方針に賛成する旨の意見を受けております。

本対応方針の詳細は、下記のとおりであります。

#### 記

#### 本対応方針の内容

本対応方針の内容は下記のとおりですが、本対応方針に関する手続の流れにつきましては、別紙1「本対応方針の概要(大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)」にその概要をフローチャートの形でまとめていますので、併せてご参照下さい。

(1) 大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(a) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役社長に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を提出していただきます。

「大規模買付意向表明書」には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、認証された定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(b) 「大規模買付情報」の提供

上記(a)に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な日本語で記載された情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報の提供を受けた場合には速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。

まず、当社は、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載したリスト(以下「大規模買付情報リスト」といいます。)を上記(a)(i)⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従った十分な情報を当社取締役会に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとなりますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細(その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)の概略を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。)
- ③ 大規模買付行為に係る買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、

契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

- ⑧ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含みます。)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑩ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑫ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑬ 大規模買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要



- ⑭ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

なお、当社は、大規模買付者から大規模買付意向表明書を提出していただいた場合には、その旨を速やかに開示し、また、大規模買付者から提供された情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様が開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を開示いたします。

(c) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価・検討等の難易度等に応じて、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(3)(b)(ii)に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入)延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示いたします。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記(3)(b)(ii)をご参照下さい。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響

等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができることといたします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。具体的には、別紙2「当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的且つ合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(b) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙3「本新株予約権の概要」に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。但し、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(3) 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(a) 本対応方針の導入等に関する株主の皆様の意思の確認

本対応方針は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として効力が生ずるものとします。また、本定時株主総会における本対応方針の導入の承認決議は、当社定款第11条第1項の規定に基づき、本対応方針に定める条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただく決議でもあります。

なお、かかる議案が承認されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、現対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(b) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

(i) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、その概要を別紙4「独立委員会規程の概要」に記載する独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本対応方針の独立委員会の委員には、小島庸匡氏、斉藤芳朗氏及び渋谷民夫氏の合計3名に留任いただく予定です。なお、各委員の略歴は、別紙5「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、取締役会評価期間内に、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

独立委員会は、独自に又は当社取締役会等を通して、大規模買付者に対し、大規模買付情報の追加提供、協議・交渉等を求める場合があります。大規模買付者は、これに速やかに応じなければならないものとします。

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付意向表明書及び大規模買付情報が提出された場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から、当社取締役会の経営計画等及び当社取締役会による当社の企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限(取締役会評価期間内において原則として最長30日とします。)を定めた上で、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の内容に対する意見並びにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等(以下「当社取締役会情報」といいます。)を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社取締役会情報について、当社取締役、当社監査役、立案等に参画した従業員、立案等に際し助言を行った第三者等に対し、独立委員会が必要とする説明を要請することがあります。要請を受けた者は、必ずこれに応じるものとします。

## (ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといえます(但し、当社定款第11条第1項に基づ

き当社株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

但し、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する決議がされるまでの間、大規模買付者は、大規模買付行為を開始することができないものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てを行います。

### (iii) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が上記(ii)に記載の手續に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保若しくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①又は②の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日に係る

権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日より前に、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信託して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被ることのないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとし、但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります(この場合には、下記(ご参考)1.(2)に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。)

(iv) 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(c) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第103期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、本対応方針の有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

以上

(ご参考)

## 1. 株主・投資家の皆様に与える影響

### (1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「本対応方針の内容」(3) (b) (iii)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権の無償割当てに係る

基準日以降、本新株予約権の行使又は取得の結果として株主の皆様が株式が交付される場合には、株主名簿に株主の皆様の株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

## 2. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

### (1) 株主名簿への記録

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

### (2) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆様に必要なとなる手続

当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第273条、第274条)に従い、取締役会の決議を行い、且つ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。また、大規模買付者その他の一定の者以外の株主の皆様の本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第279条第2項)に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいようお願い申し上げます(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

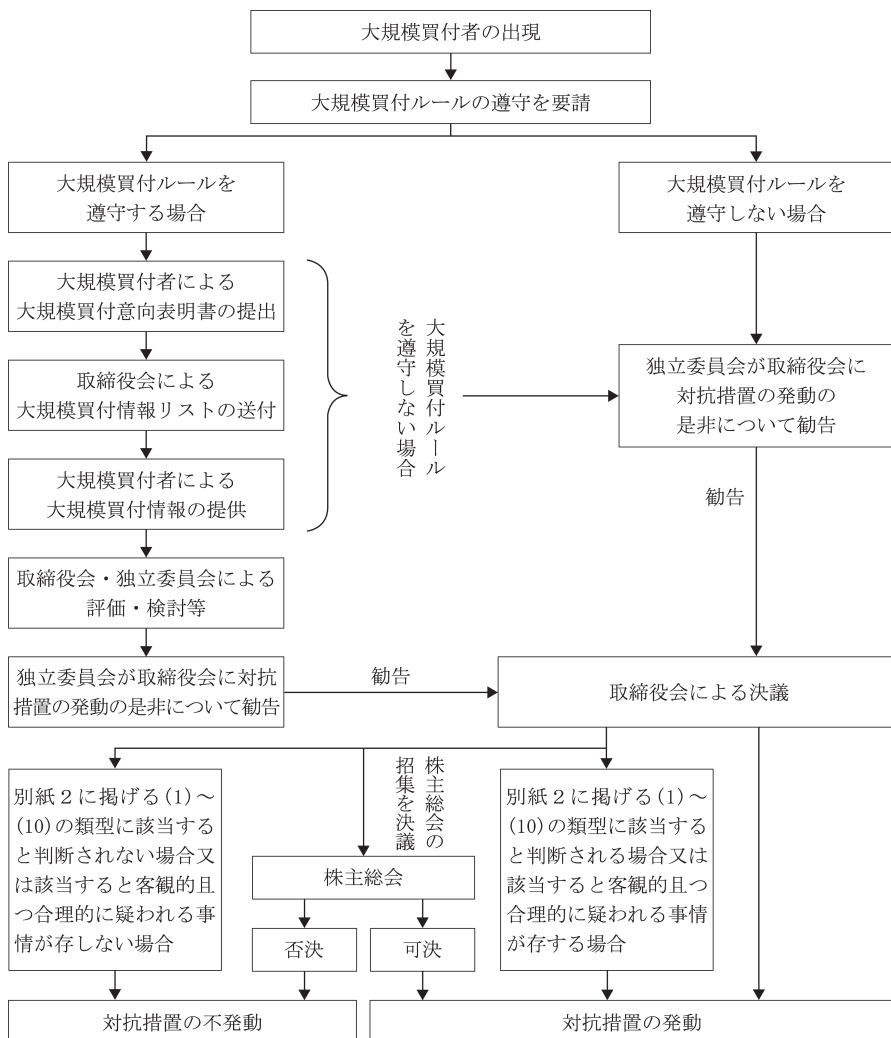
なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

以 上



(別紙1)

本対応方針の概要(大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)



(別紙2)

**当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を  
著しく損なうと認められる類型**

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。))が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益が著しく毀損され、その結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (10) その他(1)乃至(9)に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

(別紙3)

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)と同数以上で別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が発動した対抗措置の中止若しくは撤回を決議した場合又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(別紙4)

### 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会の委員(以下「独立委員」という。)は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、各独立委員との間で、当社に対する善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について評価・検討した上で決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非(大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かの判断を含む。)
  - (2) 本対応方針に係る対抗措置の中止又は撤回
  - (3) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に対して諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求める

ことができる。

9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家等(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以 上

(別紙5)

### 独立委員会委員の略歴

こじま つねまさ  
小島 庸匡

#### 【略歴】

昭和44年1月 監査法人中央会計事務所入所  
昭和46年3月 公認会計士登録  
昭和58年7月 同監査法人代表社員  
平成9年7月 同監査法人福岡事務所長  
平成13年6月 日本公認会計士協会北部九州会会長  
平成16年7月 日本公認会計士協会本部副会長  
平成19年8月 小島公認会計士事務所代表（現在に至る）  
平成20年6月 当社監査役、独立委員会委員（現在に至る）

さいとう よしろう  
斉藤 芳朗

#### 【略歴】

昭和62年3月 司法研修所第39期修了  
昭和62年4月 福岡県弁護士会入会、弁護士登録  
和智・徳永・松崎法律事務所勤務  
昭和63年8月 徳永・松崎法律事務所勤務  
平成5年4月 徳永・松崎法律事務所パートナー弁護士  
平成17年1月 徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士（現在に至る）  
平成20年6月 当社独立委員会委員（現在に至る）  
平成21年6月 当社監査役（現在に至る）

しぶた たみお  
渋田 民夫

#### 【略歴】

昭和45年4月 株式会社西日本新聞社入社  
平成2年2月 同社東京支社報道部次長  
平成6年7月 同社ワシントン支局長  
平成9年8月 同社東京支社外報部部長  
平成12年6月 同社編集局次長兼社会部長  
平成15年6月 同社論説委員会委員長  
平成19年6月 同社特別論説委員（現在に至る）  
平成22年6月 当社監査役、独立委員会委員（現在に至る）

以上





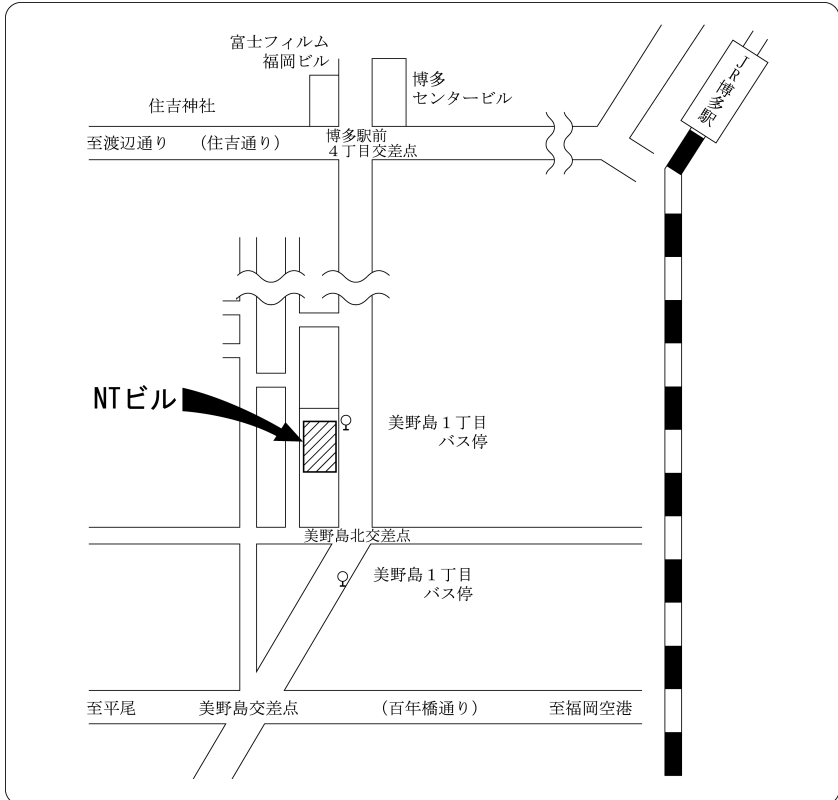


# 会場ご案内図

福岡市博多区美野島一丁目2番8号

N Tビル 10階大会議室

T E L (092) 415-5500



- ・ JR博多駅より徒歩約15分または車で約5分
- ・ 福岡空港より車で約30分